独立行政法人日本スポーツ振興センターへの加入について

東京都教育委員会

御入学おめでとうございます。

東京都教育委員会では都立学校に在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童・生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童・生徒の名簿を提出することになっています。

<u>加入は任意となっています。</u>加入に同意くださる方は、下記の「同意書」に必要事項を御記入いただき、学校長 に提出してください。

加入に同意くださる方には下記3のとおり保護者負担分の掛金額を負担していただきますが、災害共済給付金は、 治療に要した窓口負担分(医療費総額の3割)と医療費総額の1割が支払われます。また、負傷・疾病の治癒後に残った障害程度に応じた障害見舞金など他の補償内容にも配慮されています。東京都教育委員会としては、是非加入 されるようお薦めするものです。

災害共済給付の請求手続は、インターネットを利用したオンライン請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、御了承ください。

なお、加入されない場合は、その年度は中途加入できません。

給付内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は下記のとおりです。

記

1 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災領種	害の 類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負	傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額(医療費総額:10割分)が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10
疾	病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額(医療費総額:10 割分)が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区 分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を 加算した額(「高額療養状況の届」を厳封で提出) ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した 額
障	害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。) 災害を被る前に障害がある場合には減額されることがあります。	障害見舞金 4,000 万円~88 万円 〔通学 (園) 中の災害の場合 2,000 万円~44 万円〕
		学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の 疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
死	亡	突 運動などの行為に起因する突然死 然	死亡見舞金 3,000 万円〔通学(園)中の場合 1,500 万円〕
		派 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- (1) 授業中(特別活動中を含む。)
- (2) 学校の教育計画に基づく課外指導中
- (3) 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- (4) 通常の経路及び方法による通学中(登下校中)
- (5) 寄宿舎にあるとき 等

同意書

東京都教育委員会殿

東京都立 学校 (部・課程)

年 組 児童・生徒等氏名

東京都教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、 在学する間、上記児童・生徒等が加入することに同意します。

年 月 日 保護者又は後見人氏名

* 成年に達している場合は、生徒本人が記名することができます。

2 給 付 基 準

- (1) 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- (2) 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは時効により消滅します。
- (3) 損害賠償や他の法令の規定による給付等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- (4) 本災害共済給付の対象となる学校管理下の傷害・疾病の医療費については、東京都の区市町村を窓口として行っている医療費助成の内、①義務教育就学児(分)、②乳幼児(乳)、③ひとり親家庭(親)、④障害者(障)の各医療費の助成対象ではありません。本災害共済給付を優先適用し窓口負担をして頂いた後に給付します。

ただし、本災害共済給付で対象とならない同一の災害の負傷又は疾病について初診から治ゆまでの医療 費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円未満の場合には、前記の各医療費助成の対象となります。

- (5) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童・生徒に係る災害については、 医療費の給付を行いません。
- (6) 高等学校の生徒が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。

ただし、当該生徒がいじめ、体罰、その他の当該生徒の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。

(7) 高等学校の生徒が、故意又は自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

3 共 済 掛 金 (年 額)

学 校 種 別	保護者 負担額	都負担額
小学校・中学校児童・生徒	460円	475円
高等学校全日制生徒	1,290円	875円
高等学校定時制生徒	585円	410円
高等学校通信制生徒	165円	117円

学 校 種 別	保護者 負担額	都負担額
(特別支援学校)		
小・中学部児童生徒	460円	475円
高 等 部 生 徒	1,290円	875円
幼 稚 部 幼 児	160円	125円

- 1 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程をそれぞれ含みます。
- 2 特別支援学校の小・中学部児童・生徒の保護者の負担額については、「都立特別支援学校の義務教育課程等における災害共済掛金徴収の免除に関する要綱」により、徴収を免除します。

4 高校生等医療費助成事業について

東京都内の区市町村では、高校生相当年齢を対象にした「高校生等医療費助成事業」を、令和5年度から 開始する予定です。

学校内のけがなどで日本スポーツ振興センターの給付が受けられる場合は、高校生等医療費助成事業による助成の対象にはなりませんので、御注意ください(上記 2 (4)と同様の扱いとなります。)。